別表第四号の三　登録局の変更登録の申請書(届出書)の様式(第25条の25第3項)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

登録局変更登録申請書(届出書)

年　　月　　日

(何)総合通信局長　殿(注1)

収入印紙貼付欄 (注2)

□電波法第27条の26第2項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法第27条の26第4項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の33第2項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

□電波法第27条の33第4項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

(注3)

また、上記の申請等(登録記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注4)

記

1　申請(届出)者(注5)

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒(　　―　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　登録局の変更登録に関する事項(注6)

①　登録の番号	
②　変更の具体的内容及び理由	

3　申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ

電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

(1)　登録記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。

(2)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(3)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請(届出)書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

3　該当する□にレ印を付けること。

4　申請等に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

5　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請(届出)者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　申請(届出)者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、現に登録を受けている無線局の登録の番号を記載すること。

(2)　②の欄は、変更の具体的内容及び理由を記載すること。

7　申請に対する処分に係る書類及び登録事項証明書(書面申請等による場合に限る。)の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場

合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

8　申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。